

倶楽部たより

2020 年 8 月

つるま法律倶楽部

残暑お見舞い申し上げます

「新型コロナ」には正しく「恐れる」3

医 師 中 川 武 夫

秋から冬にかけて第2波が来るのではないと言われていたが、7月に入って東京から感染者の拡大がまた始まってしまった。しかも、東京の1日感染者数は、第1波の4月より100人程上回っている。東京都は、検査数が増えたからというが、検査陽性率も上がっており、それだけでは説明がつかない。東京アラート基準を上回っていることには、若年層が多く、重症患者が少ない、病院の病床も余裕があるからであり、出さないと言うが、入院者数も重症者も上がり始めており、感染者数の増加に遅れて増加することは必至と思われる。

国も、緊急事態を出せば、経済がダメになってしまう、補償するお金もないと言って、準備不足で混乱を招きながら「GO TO」なるキャンペーンに莫大な税金をつぎ込むことを強行した。そして、国民には「感染防止のためのさらなる努力を」と呼び掛けるだけで、具体的内容は示されず、結局は国も都も、何も手を打たないでいるように見える。

医療の分野から見ても、第1波は使命感も含めて頑張ったが、その結果、病院、医院の経営は軒並み悪化し、大幅な赤字を計上し、ボーナスの50%、30%カットはあたりまえに実施されている。さすがに、女子医大のような100%カットまでのところは聞かないが。そのため、第2波ではコロナ患者の受け入れに躊躇している病院が少なくないという。このままでは、確実に医療崩壊に繋がる。今、国がやるべきことは医療崩壊をさせないための財政的支援であり、苦境に立たされている観光・飲食業が存続できるようにする支援ではないであろうか。それと共に、「濃厚接触者」というあいまいな定義で検査を制限するのでなく、もう一回りも二回りも広くPCR検査を実施して、感染者を早期に隔離し新たな感染者発生数を抑え込むことしかない。

ニューヨークでは、誰もが無料で検査が受けられる体制を整え、新規感染者1桁、死者ゼロを実現しているという。一刻も早く、ニューヨークの経験に学ぶべきではないだろうか。(2020年7月22日)

◇ 学習交流会のご案内 ◇

【テーマ】「新型コロナウイルス」には正しく「恐れる」

医 師 中 川 武 夫

「新型コロナウイルスが変える世界」

弁 護 士 小 島 高 志

- 日時 8月25日(火曜日) 午後1時半～4時
- 会場 名古屋市高齢者就業支援センター 4階第1会議室
(地下鉄御器所駅2番出入口すぐ)
- 定員 20名(コロナ感染予防対策のため、通常の1/2の定員です)
事前申し込みをお願いします。
- 参加費 500円 (法律倶楽部会員無料)
- ★当日はマスク等着用、検温、手の消毒にご協力ください。



『最近の相談から』

弁護士 廣田 真紀

【不倫相手の特定】

夫のクレジットカードの明細を何気なく見たところ、出張だったはずの日に自宅近くのホテルを利用していたことが分かりました。問い詰めた結果、夫は不倫を認めたものの、不倫相手の女性をかばって名前等を明らかにしません。夫と不倫相手に慰謝料請求をしたいのですが、夫が口を割らない場合、不倫相手をどうやって特定すればいいのでしょうか。

⇒携帯電話番号が分かれば、弁護士会を通じて携帯電話会社に契約者の照会をすることで、不倫相手の女性の名前や住所を調べることができます。これは弁護士会照会制度といって、弁護士が依頼を受けた事件について、証拠の収集など職務活動を円滑に行うために設けられた弁護士法上の制度です。

【住宅を残したままの債務整理】

子どもの教育費のために借金をしましたが、コロナの影響で収入が減少し、毎月の返済が困難になりました。自宅はありますが、住宅ローンが残っています。債務整理にはどのような方法がありますか。

⇒自宅を手放す覚悟があるのであれば、自己破産をすることで債務の返済義務はすべてなくなります。他方、自宅に住み続けたいのであれば、個人再生をお勧めします。個人再生とは、住宅ローンは従来どおり（又はリスケジュールして）返済しつつ、それ以外の債務を圧縮する方法です。住宅ローン以外の債務総額が

500万円を超え1500万円以下は5分の1に、1500万円を超え3000万円以下は300万円に、3000万円を超え5000万円以下の場合は10分の1に圧縮することができます。

【相続人がいない人の遺産】

多額の財産を持っていた友人が亡くなりました。友人には家族がおらず、従兄弟がいるだけのようです。友人の財産は誰が取得することになるのでしょうか。

⇒従兄弟は相続人にはなりませんので、ご友人には相続人が存在しないことになります。利害関係人又は検察官の申立てにより家庭裁判所が相続財産管理人を選任すれば、その相続財産管理人が相続債権者(亡くなった人に対して債権を有している人)を探索します。相続債権者がおらず、特別縁故者(亡くなった人を世話していたなど特別の縁故があった人)もない場合、遺産は最終的に国庫に帰属します。

【婚約破棄に対する慰謝料】

結婚の約束をしていた恋人から婚約破棄をされました。損害賠償請求をすることはできますか。

⇒婚約の成立後に正当な理由なく婚約破棄された場合は、慰謝料のみならず式場のキャンセル料など婚姻に向けた準備費用も損害として請求することができます。性格が合わない、親から結婚を反対されたといった事情は、正当な理由に当たらないことが多く、損害賠償請求が可能です。

★労働条件切り下げ、リストラ・解雇、差別、生活苦、虐待（DV）、相続、離婚、コロナうつ、債務返済困難、廃業、倒産、治安不穏、犯罪、様々な問題が生じています。

お困りのことがありましたらお気軽にご相談下さい。

最近のニュース・本から

弁護士 石塚 徹

1 最近のニュースから

新型コロナウイルスが世界を席卷しています。そんな中で気になったのが、沖縄の米軍基地でコロナ感染者が200人以上も確認されているというニュースです。今、アメリカでは毎日7万人以上のコロナ感染者（累計で400万人以上）が発生していて、アメリカから日本に来ることはできません。しかし、米兵と軍属とそれらの家族は自由に日本の基地に入ってくることができます。なぜかという、日米安保条約の下の日米地位協定9条2項（「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される」）によって日本の検疫なしで入国ができるからです。日本がアメリカの属国扱いにされているといえます。

日米安保条約と日米地位協定は、米軍が日本に駐留できるように、①基地の使用②米軍の演習や行動範囲③経費負担④米軍関係者の身体の保護⑤税制・通関上の優遇措置⑥生活などに関する諸権利、を保証するものです。

コロナ禍の中で、日米安保条約と地位協定の問題が浮き彫りになったといえるでしょう。それは、米軍人・軍属・その家族の治外法権という問題です。さらに、憲法無視の軍事同盟・経済の対米従属など、私たちは、改めてこの条約と協定の本質を問い直すべきです。

2 最近読んだ本から

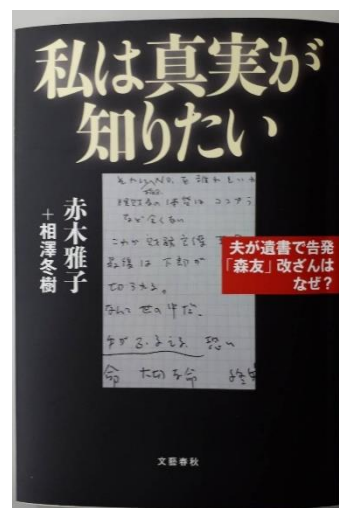
ー「私は真実が知りたい」

赤木雅子＋相澤冬樹著

この本には、「夫が遺書で告発『森友』改ざんはなぜ？」という副題がついています。そう、著者の赤木雅子氏は近畿財務局職員として森友

関連の公文書を改ざんさせられて自殺した赤木俊夫氏の妻。そして、相澤冬樹氏はNHK記者として森友事件を追及する中、記者を外されNHKを退職したジャーナリスト（「安倍官邸 vs NHK 森友事件をスクープした私が辞めた理由」に詳しい）。

赤木俊夫氏は、森友関連の公文書改ざんを上司から命じられて、「できない」と拒否したが逆らえず、改ざんに手を染め、その苦しみに耐えきれずうつ病になり休職し、改ざんが発覚した直後に自殺しました（享年54歳）。苦しみながら自殺した夫を見てきた赤木雅子氏は、夫の死を知るとすぐ、「財務局に殺された！」と心の中で叫んだそうです。そして、雅子氏は夫が遺した遺書ともいべき「文書」を信頼できるかもしれないと感じた相澤冬樹氏に託して、自らも死のうと思ったそうです。それが、相澤冬樹氏とのやりとりなどを通じて、公文書改ざんを指示した佐川宣寿元理財局長や国を被告にして民事裁判を起こすまでに至った経過が、この本を読むとよく分かります。雅子氏は、国有地の売却でなぜ8億円もの値引きがなされたのか、その売却をめぐる公文書をなぜ改ざんしなければならなかったのか、など夫の死をめぐる真実が知りたいと考えて裁判を起こしたのです。



公文書改ざんを主導した佐川元理財局長や近畿財務局の上司らが、法廷に出て真実を語ることが求められているといえます。

『日本の危機』



弁護士 小島 高志

<司法問題から>

◆与党の政策だから是認できる。貧乏人はもっと貧乏でよい。

国民には生存権が保障され（憲法25条）、最後の砦となる生活保護制度があります。

厚労大臣は2013年8月以降3年にわたって生活扶助基準を引き下げ、受給額を減らしました。これに対し、全国約1000人の受給者が原告となり、この処分の取り消しと損害賠償を求める訴訟が28都道府県で提起されました。6月25日、名古屋地裁角谷昌毅裁判長は原告らの訴えをすべて棄却する判決を言い渡しました。

違法判決というべき点は多々あります。ここでは判決文のほんの一部を引用します。

「生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたものであって、…これらの事情を考慮することができる…」（給付金削減可）

「原告らは、経済的な制約のある中で、衣食住といった生活の基本的部分や社会的活動に関して不自由を感じながら生活していることは認められる」

「他方で、多くの者は食事を一日三食取っており、外食をすることもある上、食事の内容が社会的に許容しがたい程度に乏しいものとまでは認められないこと、一定の貯蓄をすることが可能な者もあること、映画、カラオケ、日帰り旅行などの娯楽や文化的活動を行っていることなどが認められる」

（から）「生活保護受給者の生活が最低限度の生活を下回っていたと認めることはできない」

裁判所は人権の砦であるはず。上記判決を読んで皆さんはどう思われますか？

◆大学の事件

近年、全国的に大学での紛争が激増しています。

大阪府茨木市にある^{おうてもん}追手門学院の理事長川原俊明氏（弁護士）は強権的ガバナンスで知られます。大学教員2名を不当な懲戒解雇に処した事件について、3月25日、大阪地裁は教員の主張をほぼ認め、解雇無効の判決を言い渡しました。川原氏の手法は他大学に一定の悪影響を与え、当地区でも川原氏を受け入れた大学で、川原的手法による事件が起きています。名古屋自由学院名古屋芸術大学懲戒解雇事件、梅村学園中京大学懲戒解雇事件はその例です。もともと川原手法は、学問や教育の自由を否定し、良心的な教員に対し不当な理由をこじつけてやみくもに懲戒解雇を強行するのが特徴です。教育・研究現場を混乱させて荒廃を招き社会的信頼を失うようなやり方が容認されてはなりません。

◆菅原一秀前経産大臣の公選法違反と東京地検特捜部と検察審査会

公設秘書が選挙区内の有権者に香典などを渡していたことが公職選挙法違反に当たるとして刑事告発され、自ら罪を認めていた菅原一秀前経産大臣につき、東京地方検察庁特捜部は、同氏の反省などを理由に、6月25日、起訴猶予としました。

これに先立つ6月15日、東京地検は告発人に対し、わざわざ告発状を返戻していたことがわかりました。告発人が検察審査会に起訴猶予は不当として審査を申し立てるのを妨げるためでしょう。検察審査会法2条2項は、検察審査会への申し立ては告訴人と告発人しかできないと定めます。告発状を突き返してしまえば告発人ではなくなるという理屈でしょう。

*起訴猶予；犯罪事実が明白な場合、諸情状から公訴を提起しないこと（刑訴248条）。

*検察審査会；公訴を提起しない検察官の処分の当否等を審査する機関。国民から選ばれた11人の検察審査員で構成される。

しかし検察審査会は、告発状が返戻されても告発人は不服申し立てができるとして、告発人の申し立てを受理しました。検察の狙いは外れ、今後、検察審査会が起訴猶予の相当性を審査することになります。

さて菅原議員は経産大臣という重責を担っていました。衆議院議員を辞任しないと開き直っています。これまで選挙区内の有権者にカニやメロン、みかんなどを贈っていたことが問題とされ、最近では地元の新年会などに会費以上の金額を手渡すことが常態化していたことが明らかになっています。6度の当選を果たした衆議院議員が公選法を知らないはずはなく、有権者買収行為ともいえる不正な活動を積み重ねてきた議員が罰を免れてよいはずがないでしょう。公設秘書に責任を転嫁しようと秘書を解職しましたが、秘書は違法な指示をきっちり記録しており、起訴に向けて協力する意思を固めているようです。

なお、現検事総長林眞琴氏は、この不起訴処分の際に東京高検検事長であり、2017年の共謀罪法問題の際は法務省刑事局長として共謀罪成立に尽力した人物です。検察と法務に対する国民の信頼を回復し正否をきっちりたずね姿勢があるのか、国民は監視を続ける必要があります。

検察審査会が起訴相当の結論を出し、裁判所によって厳正な刑事罰を課されることが国民の要求であり、正義であると信じます。

<コロナウイルス問題から>

◆コロナウイルスが変える世界地図

世界の覇者米国。日本と安倍政権を庇護してくれるはずの米国。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた店舗・工場の閉鎖措置によって、4月の就業者数は前月比2054万人減となり、失業率は14.7%を記録しました。その後若干の持ち直しはありますが、4～6月のGDPは年換算で約33%の落ち

込みを示しました。米軍内のウイルス感染状況は軍事機密とされて実態不明ですが、世界の基地、空母、艦隊、潜水艦等々に及んでいるでしょう。経済力と軍事力が機能不全となれば様々な力関係は変わります。覇者が覇者であり続けることはできるのでしょうか。

これからはコロナウイルスを国民とともに制圧できた国が発言力と影響力を持つようになるのではないか。世界地図が塗り替わるかもしれません。（関連続く）

◆コロナウイルス蔓延と緊急事態宣言

世論調査によれば、緊急事態宣言を待望する意見が過半数を占めます。アベノマスク、GoToキャンペーン等の内閣への批判も多数です。しかし緊急事態宣言待望論は一面で、お上の指示待ちという日本人的態度も秘めています。実際、罰則付き、権力監視下の強化された緊急事態宣言だけで本当に課題を解決できるのか極めて疑問です。

（続く）

◆「政府がファイザー社とコロナウイルスワクチン6000万人分供給の基本合意」の地獄

厚労省は、米製薬大手ファイザー社が新型コロナウイルスのワクチンの開発に成功した場合、来年6月末までに6000万人分のワクチンの供給を受ける基本合意をしたと発表しました。安倍内閣もそれなりに努力しているではないか。とんでもない。幻想を振りまく手です。

コロナウイルスによって2020年に引き起こされたSARS（重症急性呼吸器症候群）の治療法はいまだ確立されず、ワクチン製造は成功していません。対症療法で対応するのが現状です。2012年から続くコロナウイルスによるMERS（中東呼吸器症候群）も同じ。変異を繰り返す新型コロナウイルス（COVID-19）のワクチンは早期に実用化できるのか。

一般にワクチン実用化までには10～15年

程度かかると考えられています。①基礎研究②前臨床試験③臨床試験④生産認可⑤製造体制整備等という段階的な巨額を要するプロセスが必要だからです。

ワクチンの感染予防効果は100%ではないし、抗体がいつまで続くか不明です。とくに気掛かりは後々になって判明してくるサリドマイド剤その他数え切れない数の深刻な副作用＝薬害の教訓です。仮に早期にワクチンができても緊急的臨時的なものです。十分な安全性と有効性を保障することは困難でしょう。

ところで、政府とファイザー社間では非常に特

殊な約束が予定されています。それはワクチン実用化後に副反応（副作用）で健康被害が生じ訴訟が起きた場合、ファイザー社が負担すべき訴訟費用や賠償金を日本政府が肩代わりするというものです。製薬会社は粗悪ワクチンのリスクを負わないことになります。

政府は一体いくらかを払うのか。何かの利権か。国会の承認なしに莫大な支出をすることには憲法違反の疑いもあります。アホノマスク、アホノ内閣らしいやり方です。こんな政府を信用する気にはなれない。こんなワクチンを接種したくない、接種させたくない。

事業者の皆さん、まだ間に合います

①持続化給付金申請は来年1月15日まで

コロナ感染の第2波・第3波が予想される中、去年と同じ月の売上が半分以下になったら申請できます。個人事業者は最大100万円法人は最大200万円給付されます。

③家賃支援給付金

家賃支援給付金申請が始まっています。今年の5月以降売上が50%以下に減少したり、3カ月以上30%減少した事業所の家賃や駐車場代等が、最大6カ月分の2/3給付されます。

ご不明な点はお問合せください。

昭和三十四年瑞穂民主商工会 事務局 早川 健一郎

☎052-889-6611

②名古屋市の事業継続応援金

休業協力金申請をしていない小売店・喫茶店などに10万円給付されます。

締め切りは、8月31日までです。

④国民健康保険の特別減免

国民健康保険の通知書の中身をもう一度読み直して下さい。今年は、特別減免の対象者には、減免申請書が入っています。住所と氏名を記入し区役所の国保課に郵送するだけで減免されます。また、売上が去年1年間の売上と比べ今年3割以上減るのであれば新型コロナウイルス感染症関連減免申請を行えば、大幅な保険料の減免が出来ます。

《ご案内》

★新型コロナウイルス感染症に関する最新支援情報の一覧表を同封いたしました。
衆議院議員近藤昭一事務所から情報をいただきました。

『ガーデンカフェやっちゃんち』で茶話会&法律相談会を行っています！



ガーデンカフェやっちゃんち(昭和区八事本町 31-4)では、月1回(第3火曜日午前10時~12時)茶話会&無料法律相談会を行っています。コーヒーなどを飲みながら(飲み物代300円)ご相談いただけます。

8月20日(火)の茶話会のテーマは「最近のニュースから法律問題を考える」です。茶話会後に個別相談もできますので、お気軽にお越しください。

母校の職業人講演会に参加してきました

弁護士 安井 一大



7月15日、母校（愛知県立瑞陵高等学校）で、職業人講演会という催しに参加してきました。今年で5回目です。これは、高校1年生に対し、様々な職業についている人がその職業に関する講演をし、将来の進路決定の参考にしてもらおうというものです。私の講義の内容としては、①自己紹介、②弁護士の仕事の大まかな内容や、司法試験の過去問を通じた事案検討、③弁護士になるための制度状況、④高校生に伝えたいこと、などです。

私は弁護士6年目の若輩者で、弁護士という仕事の魅力や奥深さなどを偉そうに語れる経験もありますが、必ず伝えようと思っているのは、（1）他人の立場に立って物事を考えるということ（人権感覚）と、（2）一応司法試験を合格した経験から「目標を明確に定め、全力で取り組めば、できないことはない」ということです。

（1）は、特に②の司法試験の過去問を通じた事案検討で感じてもらえたらし、取り扱った事案は、次のようなものでした。

「自動車事故で負傷した被害者Xは、加害者Yから10万円の損害賠償を受け、「それ以外の一切の請求権を放棄する」という文言のはいった、Yの用意した示談書に押印した。その後、治療の経過が思わしくなかったり、はじめに予想しなかった後遺症が生じたりしたため、Xがさらに20万円の治療費を余分に支出した場合に、XはYに対してその賠償を請求することができるか」

これは、昭和40年の司法試験の民法の第2問です。今の司法試験はもっと長文なので、試験のテイストは異なりますが、試験で求められる能力は今の試験とも共通しています。

生徒達には、基本的な用語や関係しそうな条文の解説をした後、10分程度でXの請求が認められるかどうかを検討してもらいます。そうすると、必ず答えが割れます。どちらかと言えばXの請求は認められない、と結論づける生徒が多いですが、認められるとする生徒も必ずいます。また、Xの請求は認められないとした生徒も、Xの請求が認められないというのは可愛そうだな、と直感的に思う生徒の方が多数派である傾向があります。逆に、Xの請求が認められてはYが可愛そうだ、と感じる生徒もいます。

講義では、この問題に答えはなく論理立てて結論を導けばよい、ただし、XなりYなりを可愛そうだ、それぞれの言い分を実現するにはどうすればよいかと思った感覚は大切にしてほしい、というように伝えています。それが、他人の立場に立って物事を考えるという、人権感覚だと思うからです。

（2）の話も、それなりに時間を割いて伝えるようにしています。後輩の高校生たちの多くは、今後、大学受験、就職活動や資格試験などの関門を迎えます。心が折れそうになるときもきっとあると思います。それでも関門を乗り越えていくためには、心を折ってしまわず継続することがとても大切です。そしてそのためには、目標を明確に定め、全力で取り組むことが必要な条件だと思っています。

毎年、講義の数日後に感想を送ってもらうのですが、伝えなかったことが感想に現れていると、嬉しいものです。

講義を聴いて弁護士になろうと思う人もいれば、そうでない人もいますが、どんな形で進路決定の役に立てれば幸いです。



つるま法律倶楽部 日帰り古都奈良バスツアーのご案内

～大和は国のまほろば 悠久の歴史をきざむ古都を訪ねる旅～

- 日時 11月14日(土)
- 集合 午前8時昭和区御器所通交差点南西(地下鉄5番出入口)
- 行先 浄瑠璃寺(京都府最南端)、当尾の石仏の里、東大寺の古蹟を巡り
昼食は大和茶粥膳(茶粥と奈良の特産が一度に味わえる膳)
- 定員 25名(大型バスですが、コロナ感染予防のため、定員は半数)
先着順に受け付けます。お早めにお電話ください。
- 参加費 9,500円(予定)



☆奈良が大好きな、法律倶楽部会員の田中 亨さんに案内をお願いしました。

田中さんのお持ちの8世紀の古地図を手に、「一味ちがう案内」「静寂な歴史的風土の踏査」を楽しめます。
今後のコロナ感染状況等により、中止になる場合もあります。ご了承くださいませ。

第14回 昭和区平和のつどい

主催：昭和区平和のつどい実行委員会

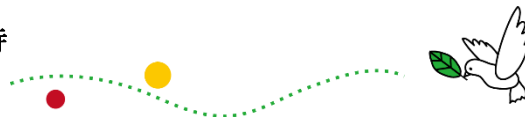
○日時：9月12日(土) 13時～16時

○場所：名古屋市公会堂 4階ホール

○記念講演：講師 安田 菜津紀 さん

演題 『紛争地、被災地から平和を伝える』

* 詳しくは、同封のチラシをご覧ください。



つるま法律倶楽部会員は参加費 500 円のところを 300 円(ご家族 2 名まで)で
入場いただけます。同封のチケット(裏面に氏名、連絡先を記入)を当日ご持参ください。

火災保険★見直しのススメ

火災保険が2019年10月の値上げに続き2021年1月にも再び値上げされます。前々回の値上げは2015年で4年ぶりでしたが、今回はほぼ1年での再値上げとなります。最大31%もの値上げとなる地域もあります。(構造にもよります。)

2019年10月、損害保険料算出機構は、火災保険を値上げした同じ年月に、もう次の参考純率の引き上げを発表しました。

火災保険料は、損害保険料算出機構が算出した参考純率を会員である各保険会社に提供し、それを元に各保険会社が算出しています。会員の各保険会社は、契約、支払いデータを損害保険料率算出機構に提供し、機構は、その他の各種外部データと一緒に活用して参考純率(純保険料率)を算出します。火災保険料が連続して値上げされる背景には、ここ数年の自然災害に

みらい保険事務所 仲野 丘人

TEL：(052) 842-4144

支払われた火災保険の保険金の膨大さを表しているともいえます。

割引の方は、築浅割引という、新しい建物に対する保険料の割引率を改定し、5年未満で28%、5年から10年で20%の割引とします。

では、地震保険料はどうでしょうか。地震保険料の基本料率も2021年1月に全国平均で5.1%引き上げされます。しかし愛知県は、18.1%引き下げられます。最低料率のグループは4.2%引き上げられ、愛知県の料率は大きく下がりますが、最低料率よりも1.6倍ほど高くなっています。

このように火災保険料は上がりますが、愛知県の地震保険料は大幅に下がります。今年の11月を過ぎたら、火災保険の見直し試算をしてみてもいいかもしれません。

※割引率等は新聞などから抜粋したもので、あくまで予定数値であり、全ての構造の平均値です。

私がつるま法律倶楽部の会員となりましたのは、友人からの紹介で15年位前です。軽い気持ちで入会したのですが、倶楽部の世話人さんや会員の皆さんが、いつも親しげに笑顔で迎えてくださったお陰で、私も少しずつ倶楽部の行事に参加するようになりました。新年会、合唱、講演会、低山歩こう会、旅行、特に熊野大花火大会は思い出深いものになりました。また、お友達の相続問題の時は、無料法律相談を紹介して喜んでもらいました。

倶楽部たより5月号と一緒に送られてきた、憲法9条を変えるな！の署名を30名集め、法律事務所へ持参した時、個人事業主の名古屋新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の申請が出来ると教えていただき、私は全く知らなかった事だけに、法律倶楽部に入っていて良かった♡としみじみ思いました。

会員の皆様、くれぐれもご自愛なさってくださいませ。

アンケート 声をお聞かせください

前号でお願いしたアンケートに多くの方から回答をいただきました。たくさんの貴重なご意見等をありがとうございました。抜粋でご紹介させていただきます。

1、コロナ禍の中での倶楽部の企画について

- ・屋外の公園で1～2時間、お話とお茶会とかを月1～2回継続して行うなど。
- ・「たより」を使って会員相互の交流や近況を報告しあうなど工夫次第で可能なのでは。
- ・講演会などはオンラインで行う。

2、倶楽部たよりへの感想、意見など自由記入

- ・コロナ禍 今の価値観が正当か問い直す契機。
- ・コロナ禍で失った命も多いが得た教訓も多いと思う。国民の命を第一に考え実行する政治をのぞむ。
- ・学校が休校、自宅で仕事をしながらの子育て。仕事も子育ても双方中途半端な形で精神的ストレスは計りしれない。
- ・格差や差別のない人間らしい豊かな未来図が描けるよう高齢期の自分たちも出来ることをしていきたい。
- ・学校公演が主の劇団は今後の公演スタイルの新しい試みを模索。資金と理解をお願いしたい。教育に不可欠なこととして、生の演劇、音楽鑑賞の位置付けが求められる。(芸術文化の現場からの声として)

行事に今は参加できないが「たより」は隅々まで読んでいるという方が複数みえてとても励みになります。機会があれば企画にも参加したいとのうれしい声もいただいています。

また何かありましたらみなさんの声をお聞かせください。ご意見等は世話人会で今後の企画に生かしていきたいと思えます。

奇数月の第二火曜日午後6時30分から当事務所にて世話人会を行っています。

どなたでもご参加いただけます。毎回30分間くらい、時事にあったテーマでのミニ講座もあります。みなさんのご出席をお待ちしています。

《安倍9条改憲 NO！改憲発議に反対する全国緊急署名へのお礼》

たくさんの方から署名をお寄せいただきました。ありがとうございます。

署名活動は現在も続いています。用紙をお手元にお持ちでしたら、お送りいただければ幸いです。

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）を
お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

低山歩こう会

今回は9月27日（日）の予定です。

コロナ対策のため電車で行ける山を検討中
です。決まりましたらご連絡します。

支え合う会♪ぴーぷる♪

今回は、東山植物園散策です。

10月10日（土）10時～12時
倶楽部会員のガイドさんと一緒に。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度（2020.6～2021.5）年会費納入の郵便局振込用紙を同封させていただきます。
既にお支払いいただいている会員さんには同封していません。ご確認を宜しくお願いいたします。
尚、住所変更、退会等ありましたらご連絡ください。

——【編集短記】——

★倶楽部たより5月号、新型コロナウイルス感染症に関する支援一覧表をご覧になったN会員さん（会員歴30年）、法律事務所へのお尋ねの電話をいただきました。事業主の方で持続化給付金についてです。

コロナの影響で売り上げがほぼ半減、とても困っている。何とか給付金を申請したいが、パソコン等は何もできない、相談窓口の電話は全く繋がらない、どうしたらよいのかとのことでした。給付条件に該当すると思われたので、まずは、対面での給付金受付センター（事前予約制）が名古屋市内でも開設された情報等をお伝えしました。

先日、N会員さんが笑顔で法律事務所へ。予約をして受付センターへ必要書類を持参して行ったら、親切丁寧に教えてもらい、その場で給付金申請ができ、その後100万円の振り込みがあったとのことでした。この間苦しかったので、ほっと一息。家族でうなぎも食べることができたとご報告いただきました。「何でも困ったことは、まず法律事務所へ電話すること」これからも、聞き続けるからよろしくと帰って行かれました。少しでもお役にたてて嬉しいかったです。

★「倶楽部たより」封筒について

お手元に届いた「たより」をご覧になって、あれ？と思われたことでしょうか。

今号から封筒を環境保全に配慮した透明封筒に変更いたしました。

一目で「倶楽部たより」と気付いていただけたと思います。

すぐに手に取っていただけるような魅力ある紙面をお届けできればと思っています。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227

【夏季休暇のお知らせ】

8月11日（火）～16日（日）

ご迷惑をおかけしますが
宜しくお願いいたします。